

新宿区オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」、「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公共データの活用を推進することにより、区民生活の向上及び経済の活性化を図り、もって社会経済の発展に寄与するため、本区がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータを推進する意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

本区が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性と信頼性の向上を図る。

(2) 区民参加と協働の推進

オープンデータの推進を通じて、区民、民間団体等と公共データを共有することにより、区民参加と協働の推進を図る。

(3) 地域経済の活性化

企業、NPO等が自由に編集、加工及び分析を行う等幅広い層の利用者が公共データを活用できる環境を提供することにより、多彩な分野において資源及び人材を活かした新たなビジネスやサービスを創出する等地域経済の活性化を図る。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

政策決定等において公共データを効果的に分析することにより、業務の高度化を図るとともに、さらにオープンデータの推進により、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図る。

2 オープンデータの推進のための基本原則

(1) 公共データを積極的にオープンデータとして公開すること。

(2) 機械判読性*に優れた、二次利用が容易な形式で公開すること。

(3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進すること。

(4) 取り組み可能な公共データから速やかに着手すること。

(5) 効果的かつ効率的に取り組みを進めること。

3 推進体制

本区CIOが統括する情報化戦略本部のもと、全庁的な体制によってオープンデータを推進する。また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

4 本指針の見直し

本指針は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

第2部 オープンデータ推進に関する具体的な取り組みの方向性

1 対象とするデータ範囲

原則として、本区のウェブサイトにおいて公開している情報及びこれに準じる情報を対象とする。なお、個人情報等で個人等の権利侵害に繋がる恐れがある情報や個別法令で利用に制限がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

(1) 積極的にオープンデータ化を推進する情報

- ア 人口等に関する統計情報
- イ 防災・減災情報
- ウ 地理空間情報及び観光情報
- エ 予算・決算情報
- オ 区民、事業者等からの利用ニーズに資する情報
- カ 地域課題の解決に資する情報

(2) 公開データの拡大

本区のウェブサイトにおいて公開していない情報であっても、利用ニーズやその効果が認められる情報は、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備し、公開していくものとする。

2 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。また、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV*等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（RDF*等）での公開を考慮する。

なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備に併せて、対応を検討する。

(2) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則として「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス*」を使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおける「CC BY*」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本区が保有するデータのうち、区民、事業者等から提供された情報や外部委託し

た業務の成果物の一部など、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法等二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件等を掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本区はその責は負わない旨を明示する。

3 利活用促進のための取り組みの方向性

(1) 利活用推進のための支援

区民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて各関係所属が連携し支援する。

(2) 区民等との連携による利活用の推進

区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めるとともに、区民等が行う利用促進の取り組みについては、その趣旨及び内容を検討した上で、積極的に連携し推進する。

(3) 利活用に関する調査・研究

オープンデータの利活用又は利用拡大の在り方などについて、調査及び研究を行う。

《参考》

機械判読性

コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別（判読）でき、データ内の値が処理できること。

CSV

Comma Separated Values の略。項目を「,」で区切ったテキストデータ及びテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションで開くことができる。

RDF

Resource Description Framework の略。特にメタデータ（データの意味について記述したデータ）を記述することを目的としており、コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることができる。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されているツール。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

CC BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの標記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。